

診療報酬改定にともなう算定項目についてのお知らせ

2026年6月1日
南医療生活協同組合 たから診療所 所長

2026年度診療報酬改定に伴い、6月1日より厚生労働省の定める診療報酬点数表および施設基準に基づき算定を行っております。

つきましては、様々な変更がありますのでご理解をいただきますようお願い申し上げます。

1. 外来・在宅ベースアップ評価料 I (注 5)

医療機関の職員の給与のベースアップを行う医療機関が算定いたします。

初診時 23 点

再診時 6 点

訪問診療時 107 点または 26 点

2. 物価対応料

医療機関の運営および物価変動等に対応するための評価として算定いたします。

初診時 2 点

再診時 2 点

訪問診療時 3 点

3. 電子的診療情報連携体制整備加算 2

電子的な診療情報連携体制を整備し、厚労省の定める施設基準を満たす評価として算定いたします。

初診時 9 点

再診時 2 点

4. 眼科医療機関連携強化加算・歯科医療機関連携強化加算

生活習慣病管理料Ⅱ(高血圧症・脂質異常症・糖尿病などの慢性疾患治療)を算定されている方を必要に応じて専門医療機関と連携し、より適切な医療提供を行うために算定いたします。

各加算 60 点(年 1 回)

5. 特定機能病院等紹介患者受入加算

特定機能病院等(大学病院・中京病院・大同病院)から紹介され、適切に受け入れならび診療をたから診療所で行うために算定いたします。

初診時 60 点

6. 在宅持続陽圧呼吸療法管理体制加算

CPAP療法を受け入れている患者様に対して、適切な指導・管理体制を整備している場合に算定いたします。

15 点

7. その他

初診料、再診料、検査費用等改定項目については報酬が変更されております。

自己負担金にして初診時 数十円～100 円程度・再診時 20～50 円程度の変更が発生する場合がございます。

以上